

「国の行政に関する御意見・御提案の募集」に対して

提出された意見・提案の概要

- 提出数 : 56 通
(電子政府の総合窓口 (e-Gov) からの提出 25 通、電子メールによる提出 26 通、郵便による提出 2 通、ファクシミリによる提出 3 通)

- 意見・提案の内訳
 - ・今回の意見募集に関するもの ----- 1 件
 - ・パブリック・コメント手続、苦情相談に関するもの ----- 14 件
 - ・情報の公開、広報に関するもの ----- 16 件
 - ・許認可等の申請の手続に関するもの ----- 13 件
 - ・行政窓口の対応に関するもの ----- 3 件
 - ・電子政府の推進に関するもの ----- 4 件
 - ・行政の組織に関するもの ----- 7 件
 - ・公務員のワークスタイルに関するもの ----- 7 件
 - ・個別政策の在り方に関するもの ----- 34 件

- 意見・提案の内容 (要約) : 次頁以降に整理。

今回の意見募集について

- 今回のこの意見募集は「国の行政に関する意見・提案」を国民から募集するということであるが、そもそも「国の行政に関する意見・提案」の収集は、パブリック・コメント制度そのものを通じて常時行われている。まずは過去のパブリック・コメント募集を通じて収集された意見を分析するところから始めてもらいたい。また、オープンガバメントラボ（<http://openlabs.go.jp/>）といった取組を通じて得られた国民の声も、調査分析に値する。これまでの取り組みに対する分析、検証あればこそ、未来につながるイノベーションへの道が開けると思う。

パブリック・コメント手続、苦情相談について

- パブリック・コメント手続において e-G o v からの意見提出を記載していない意見募集要項がまだ散見されることから、各種一般事務手続のマニュアル化、上司がチェックすべき項目の明確化がバラバラであることが分かる。まず、一般業務の明確化や自動化によって事務処理の省力化が図られると考える。
- パブリック・コメント手続や行政相談が茶番化している。提出することで行政を変えられる実感がなさ過ぎ、意見を聴いたふりをしているだけなのか疑われる。結論ありきのお役所体質を変えるべき。
- 厚生労働省のクロチアニジン残留基準案に関するパブコメ（締切 2 月 21 日）は、2013 年の前回のパブコメに 1657 件の意見が寄せられ圧倒的多数が基準緩和に反対したにもかかわらず、前回そのままの高い数値を示した上、新たに 16 作物について更なる緩和を提示したもの。寄せられた多数意見を反映もせず再びパブコメを行うとは、パブリック・コメントとは形だけのものなのか。それとも、都合良い意見のみ反映するものなのか。パブリック・コメントの意味が感じられず、政治への信頼も失いそうである。
- 国民生活センターが 2013 年 9 月に報道発表した、「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」に関連して、文化省へ「学校等における香料自粛に関する要望」、厚労省へ「香料の健康影響に関する調査および病院・保育園等における香料自粛に関する要望」を、複数の団体連名で資料を多数添付して提出したが、担当者は間もなく交代するし、今日（2015 年 2 月 18 日）まで正式な回答も来ないし、具体的な動きや対策は全く聞かれていない。香料被害で苦しんでいる国民が切実な思いで訴える要望を、省庁は遊びとでも思っているのか。弱者は切り捨てられるだけなのか。
- パブコメが開始された時には実質、すでに大筋の政策や指針は決定しており、意見を出しても細部事項しか変更は叶わないもので、パブコメで国民の意見反映が十分なされているという実感は持てない。
そのため、政策の大筋に関わる問題については、委員会などが開催される時から意見や要望を提出し、それらを委員会メンバーにも情報提供し、委員会で扱ってほしいと申し出ているのですが、担当課は「難しい」という返答だけで、申し出た意見や要望がどう扱われているのかも分からない。
それだけに、今回のこの意見募集の「お送りいただいた御意見・御提案につきまして

は、匿名化した上でその概要を資料として取りまとめ、今後開催される「行政イノベーション研究会」における議論において活用させていただきます。」という対応はありがたい、どこの省庁もこうだったらよいのにと切に思う。

- 意見募集手続において、現状として、審議会等の報告書案や制度の改正要綱案について意見を募集するものが多いように感じられる。そのような案件ばかりでは、参加しているという実感は薄く、より広く意見が提出されるには至らない。他者の考えを批評するよりも、自ら考え出す方が、行政運営に参画しているという実感を得る効果は大きいと思われる。このため、検討初期段階での論点出しやアイデアを募る意見募集をより広く実施すべきである。
- 昨今の原発事故に伴う健康被害が懸念される中、再稼働に関するパブリック・コメントを無視する動きの他、国の政策に関する意見募集については、形だけのものと思わざるを得ない。法的拘束力はないものの、国民の人権に関わる深刻な事態である現況の中での多数意見の無視には憤りを覚える。国民の意見を政策に反映する重要な場であることや、国民による政策を行うためにも、パブコメの採用方法について、疑義が生じた場合に政策決定を取りやめ、別機関による審査を行う制度化を進めるべきである。
- 住民は、国の仕事か自治体の仕事かに関係なく行政相談に来るものであり、同様に、行政相談委員も、国の仕事か自治体の仕事かに関係なく相談を受け付けている。行政相談委員について、自治体の仕事に関する相談も受け付けるという制度的な裏付けができれば、行政相談活動がより円滑・活発にできると思う。
- パブリック・コメント手続は、国民の意見を反映する上で大切なことである。場合によっては、国民の側から出るささやかな意見が意外と核心をついているかも知れない。
- e-Gov のパブコメ意見投稿フォームの字数制限をやめるか、別途、長文の場合のメールアドレスを設けるかすべき。例えば食品安全委員会が実施する健康影響評価などの投稿フォームでは、文字制限は 500 文字である。健康影響評価への意見は 500 文字で言える内容ではない。
- 厚労省が実施する残留基準設定についてのパブコメにおいて、投稿した意見に応じた回答がなされないで、提案内容がそのまま、実施されることが多い。また、すでに実施された内容と同じものが、個々の意見についての厚労省の見解が示されないまま、再び提案されることもある。
- 農薬残留基準案の設定のパブコメ意見として、残留実態の提示を求めても、回答がない。
- 市町村にての要望など行政評価局にて取り上げてもらったものを再度お願いしたら、相手先が警察となるともう言えないというのは、おかしいのではないか。
- 行政相談委員は公務員の経験者が多く、機能的に偏っているような気がする。また、行政相談委員に学習の機会をたくさん与えてほしい。

情報の公開、広報について

- 投票率が 50 パーセントそこそこののは、政府の情報発信が不完全だからである。政府広報は、単なる「やっている事のお知らせ」ではなく、国民生活への影響を実感し得る情報の提供を目指すべきである。あるいは、ある程度住民や国民に選択肢を与える「オルタナティブ直接民主制（簡便なインターネット投票も活用し）」を導入し、国民に自分の選択によって利害を生じる実感を持たせるべきである。
- 住民は、国県市の web サイトではなく、市の行政と定期会合を持ってあらゆる地域の解決策を見出している自治会からの情報を見ているが、その形態は石器時代とも言える回覧板であるので、自治会が格安で使える「クラウド・コンピュータ・サービスの整備」を提案したい。なお、クラウド・コンピュータ・サービスのサーバからローカルの地上デジタル放送のデータ放送に自治会情報を出すことができれば、パソコンを持たないお年寄りへも伝えることができると考える。
- 概算要求ではある程度細かな積算内訳の資料が公開されているが、決算書にはそのような資料がない。最終的にどのように使われたのかも重要なので、決算書においても概算要求並みの内訳資料を付けて公開すべきである。
- 現状では、インターネットで閲覧できる過去の官報が限られている。官報はもともと広く知らせるために存在するのだから、例えば国会議事録について行われているのと同じように、誰でも無料で過去の官報をインターネットで閲覧したり、検索したりできるようにすべきである。
- 各省庁の政策決定過程において審議会等が持つ意義を考えると、審議会等の会合の情報は速やかに国民に提供されるべきである。逐語の議事録は別としても、議事の要旨や配布された資料については、会合が開かれた当日のうちに公開できるのではないか。
- 各省大臣の記者会見について、公式ウェブサイトへ情報が掲載されるまでの所要時間に差がある。対応が早い省に合わせて、全省庁で、質疑応答も含めて文字起こしを当日中に掲載することはできないか。また、記者会見の席上で配布されたペーパーについても掲載し、広く国民一般に公開してはどうか。加えて、記者会見の映像を政府インターネットテレビにて公開することとしてはどうか。
- 広く国民一般が省庁の垣根に妨げられることなく行政に関する情報に接することができるようにすべきである。その基盤としては e-Gov の活用がその一手段となりうる。現状、首相官邸公式サイトの「国の政策（政策情報ポータル）」ページに近いが、当該ページでは各府省公式サイトの RSS を利用しているために、各種の情報が混在してしまっている。審議会等の情報、大臣記者会見情報など、情報の種類ごとに整理しつつ、時々刻々更新される各府省の該当ページに関する情報を掲載するようなページがあるとよい。
- 情報公開制度については、開示請求者、請求を受ける行政機関双方に事務手続の負担があるところ、制度を縮小することなくこの負担を軽減できる方策を検討すべきではないか。例えば、それぞれの開示請求案件についての情報を一元的に集約して掲載すれば、

同じ事項について関心を持ち情報開示請求を検討している国民が他にいた場合にも、国民と行政機関の双方において負担の軽減ができるのではないかと。

- 総務省行政相談課ツイッターによる情報発信は、行政機関のツイッターとして、次の事項が参考になると思う。
 - ・情報発信の頻度が高いので、また見てみようという気が起こる。
 - ・行政相談に関する情報とともにその周辺情報も発信されているので面白い。
- 内閣府「政府インターネット」は、行政相談活動、行政相談委員活動を取りあげているので、関心をもって閲覧している。政府インターネットの存在をもっとSNSなどに出して国民にさらにPRしたらよいのではないかと。
- 行政文書の開示を請求しても、簡単に不開示とされては行政機関の行動をモニタリングすることができず、民主主義の根幹を揺るがす問題となりかねない。情報の非対称性により、国民側は、行政が何をしているのか大変みえづらい構造の中にある。少なくとも、一定期間経過後は全ての行政文書、公文書を公開すべきであるし、保存すべき公文書について、事実上その行政機関が判断するような構造は改善すべきであると考えます。
- 高齢化は、行政職員の問題であるとともに国民全体の問題である。情報通信技術の進歩は極めて有意義である反面、加齢に伴い落ちこぼれていくこともあり得る。従来のペーパーの良さを残してほしい。
- 省庁や地方自治体や地方衛生研究所などが実施した残留農薬分析結果は、作物別、農薬別に、すべての検出値をまとめ、国民がだれでも利用できるデータベースにして公開すべきである。
- 農薬及びそれと同じ成分の殺虫剤、その他の薬剤による人体被害事例については、成分、発生状況、被害状況などを統一されたフォーマットでデータ集積し、それらをまとめてデータベースを作成し、国民だれもが利用できるようにすべきである。
- 国民に行政の情報は、伝達できていないと考える。国民マイナンバー制度を利用し、国民マイページのようなものを作り、1か月に1度は観覧したい仕組みを作り、そこから全世帯への行政情報の伝達をするのがよいのではないかと。大阪府のようにプリペイドカードのようなものでベーシックインカムを与え、その補給に1か月に1度の国民マイページの観覧を誘導するなどしてはどうか。
- 一部の役所でホームページのデータが古い（明らかにそれより新しいのがある筈なのに）ものが見受けられる。役所ごとによくチェックしてほしい。また、質問・意見などを受け付ける電話番号・メールアドレスなど分かりやすい所に載せてほしい。

許認可等の申請の手続について

- 行政への申請には、あまりにバカバカしいムダがある。例えば、児童手当や最近の子育て支援手当では、一般人と公務員系で申請先など手続が異なるが、複数の手続があることに何の意味も感じない。役所に聞くと国の監査があると国のせいにされる。それな

ら最初から全部国がやればいい。

- 金融商品取引業の登録の詳細な案内をHPなどにアップしてほしい。
- 役所が持っているデータを個別に申請した個人から求めなくても良いようにしてほしい。役所同士でネットワークを介して必要な情報をやり取りする仕組みを作ることにより、各種手続きで必要となる戸籍謄本、印鑑証明等集めなくても良いようにしてほしい。
- 役所間で事務処理の連携をとってほしい。法の適用は厳密に行わなければならないが、法律の趣旨に反しない範囲での暫定ルールなり緩和措置なりを役所の窓口など現場判断で可能としてほしい。
- 省令などで規定されている各種許認可・届出の提出資料とウェブサイトなどで案内されている提出資料との間に著しい齟齬があることがあるので、ウェブサイトなどで案内する提出資料は、省令の範囲内とすべきである。また、運用に合わせて随時、省令を改正してほしい。
- 地方入国管理局の管轄を地方入国管理局施行規則と一致させてほしい。
- 永住許可における「永住が日本国の利益に合すること」（国益要件）の判断にあたっては、当該外国人の在留実績を総合的に斟酌し、たとえ初来日から申請時まで在留資格が連続していないような場合であっても、優秀な外国人の永住を許可できるように入国在留審査要領を改めるべきである。
- 永住許可に関するガイドラインと入国在留審査要領の齟齬を是正すべきである。
- 帰化許可申請を行った中国人に対して、在日中国大使館発行の「国籍証書」の提出を求めることをやめるべきである。
- 入国在留審査関係の不交付・不許可処分のお知らせに、理由だけでなくその根拠となる事実を明示すべきである。
- 医療滞在ビザの発給申請に必要な書類の合理化・簡素化を図るべきである。
- 商業登記申請の申請書様式を法務局にて配布すべきである。
- 東京入国管理局における待ち時間解消のため、必要な手段を直ちに実行してほしい。

行政窓口の対応について

- 雪害対策や災害時の飲料水を作る装置についてアイデアがあるが、国や自治体に支援や相談の窓口等がない。税だけ取って、困った時には死ねということか。
- 金融商品取引業の登録について他の行政窓口と比較して明らかに対応の悪い財務支局があるので、改善を希望する。

- 金融商品取引業の登録に関し、書類に不備があることや論点は何かということをお教えしないなど、対応の悪い財務支局がある。

電子政府の推進について

- 行政のICT化は例外なく役に立たない。例えば、不動産登記システムなど、JAVAを変えるなどか世間感覚ではあまりにあり得ないことが多すぎて、一般市民には使い物にならない代物だった。

- システムの乱立によって自治体のICT費用総額は莫大なものとなっており、ICT企業も、ベンダーロックで競争を排除し自治体のICT費用を年々高額にしている。また、各自治体のCIOやCIO補佐官についても、人員不足・時間不足であることに加え、ICT企業の社員の出向先と化しているなど公平性・公共性から問題のあるところもある。

そうした事を総合すれば、国や自治体の情報化に対する施策については、日本国の成長戦略の立場から、以下のような根本的見直しを図る必要がある。

- ① 問題点の正確な把握：国や自治体がICT化に関しての費用構造を詳細に調査して、その結果を公表する。
- ② 自治体システム化法（仮称）を作り、「自治体クラウドを国が作成して自治体に利用可能とし、国がメンテナンスを担当し、システムに関する交付金は廃止する。」という関連法案を作成する。
- ③ マイナンバー制度実施を契機に、総務省が今まで進めてきた「自治体システムの標準化」に沿って、5年間の期間で国が自治体モデル・クラウド・システムを作成し、自治体クラウドを各自治体が利用可能とする。
- ④ どうしても自治体固有なシステムを運用したい自治体は固有な部分を自治体で支払い、システムに関する国からの交付金は支払わない。
- ⑤ マイクロソフト社のOSやオラクル社などのデータ・ベースシステムを使わないような構造とする。
- ⑥ 日本の社会の公的なシステムの妥当性を評価する第三者機関を設け、国のICT化や自治体のICT化の効果や費用の妥当性をチェックする。
- ⑦ 市場構造を急激に変化させることが問題であれば、自治体クラウドに各ICT企業の自治体システムを導入させ、国の自治体クラウドの中に5～6システムくらい用意して、どのシステムにプラグインするかは自治体を選択させる。

- 電子政府の世界的潮流である Open Government の3原則から、行政の中核となる法令文書について考えると、次のような問題がある。

- ① Transparency(透明性)

現状では、法令提供データベースは原本とみなされず、官報は有料、しかもある時点での法律の姿が明らかでない。

- ② Participation(参加)

現状では、法律特有の言い回しや書式を使っているばかりか、500字以上を一文とする法令文書も見られ、理解しづらいものとなっている。

- ③ Collaboration(協働)

立法過程において条文の修正提案について議論することも可能でなくてはならない

が、パブコメは形骸化し、相互に議論するような協働的な環境が整備されているとは言いがたい。

これらの問題を解決するため、「Open Coding」という考え方を採用し、法令文書あり方そのものから改革していくことを提案する。

1. Open Coding の基本理念

- ① 透明性：法律の原本が人に Open であると同時に、機械に対しても Open に
- ② 参加：法令文書が human readable であると同時に machine readable に
- ③ 協働：条文の修正提案について国民が議論できる環境整備を

2. Open Coding の原則

- 法令文書の原本は電子ファイルとし、インターネットを介して法令提供データベースで提供する法律を原本とすること。
- 法令文書のバージョン管理を行い、現時点および過去のある時点での法律を即時に提供できるようにすること。年の記述については和暦ではなく、西暦を使うこと。
- 法令文書の書式は横書きとすること、漢文調の片仮名・文語体を平仮名・口語体に書き直すこと、簡潔に記述すること。
- 法令文書の書式は、オープンコーディング規約に則ること。
- 法令文書の制定・改正について、国民が参加できる協働立法作業環境を提供すること。

「Open Coding」という考え方によって、次のようなメリットが生じる。

① 読みやすい日本語になる

- 現代的な用語法で理解できる
- and/or などの論理的条件が（ ）で明確になる
- 定義された用語を「 」で明確にできる
 - ※普通名詞と定義された用語の使い分けが法律を難しくしている
- 元号は西暦に書き直すことで年数の経過がわかる

② 条文の表現が IT によって自由になると同時に、法改正などの自動化も可能となる。

- 条文のなかに（ ）付きで組み込まれている定義、他法律の参照、条件などを省略して読むことができる
- 必要に応じて（ ）付きの組込み内容を表示させることができる
- 定義用語、法律 ID、条文番号、論理条件などを使用しているため、用語や法律の参照・取込み、論理的判断が自動化しやすい
- 表現方法の自由度が上がる。条項号ごとに字下げをする、旧来の表示方法にする、など。

- 医療分野におけるマイナンバーの活用として「生涯1カルテ」を推進することにより、社会保障費が適正化され、誤診率が減少するので、そのためのインフラ基盤である医療情報システムの標準化とネットワークの構築を行うことが必要。

行政の組織について

- 例えばタバコと健康に関する審議や審査等において、タバコやJT擁護の立場に立つおそれのあるタバコ産業関係者等が委員として出席しているので、政府省庁の審議会・委員会等の委員については、利害を有しまた監督下に有る者は除外することを徹底すべきである。

- 財務省・外郭機関等からの J T ・タバコ会社・関係法人への天下り・再就職・子女の就職禁止・自粛をすべき。また、その逆も同様。他の省庁においても、監督及び利益・利害相反関係にある企業や法人との関係を同様に規制すべきである。
- 委員会メンバーに薬剤弱者の状況に見識のある人を加えてほしいと申し入れているが、回答がない。都合の良いメンバーだけで都合の良い政策を決定されては、弱い立場の者は生きてゆけない。被害を申し出ても因果関係を認めることはまずないのであるから、せめて政策や指針で被害者が出ないようにしてほしい。
- 総務省等の委員会や懇談会等は、委員が各種の資料を読む時間を出せるような体制にすべき。パブコメの意見などを丹念に読める時間を作り、官僚の都合の良いようにさせないこと。また、官僚にも信賞必罰の精神が必要。
- 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、理化学研究所等国と関係の深い研究機関全般について、廃止、あるいは完全民営化（私企業化）を検討してほしい。研究機関と行政が深いつながりを持ったままだと、S T A P 細胞騒動に観られるように不正の温床になったり、研究の質の低下を招いたりするのではないか。特定の省庁と利害関係の深い研究機関が果たして客観的な質の高い研究を行うことができるのか、批判的に検証すべきではないか。
- 日本の公務員の賃金はヨーロッパやアメリカよりも相当に高いと思う。
- 忙しい役所には暇な役所の職員を異動させるべき。役所の人事管理も、省庁別の管理から役所全体の管理に移すべき。

公務員のワークスタイルについて

- 「総務省いきいきパパ・ママ P T」の取組状況を公表してほしい。
- 国会質疑の要旨通告が前々日の 18 時頃までに行われているかどうかを公表してほしい。
- 海外の取組の例にならひ、1日6時間週5日勤務又は1日10時間労働週4日勤務の検討・取組を行ってほしい。（残業は原則禁止）
- 国立大学の非常勤時間雇用職員は、1日6時間で最高でも1,200円という時給で、語学力や高い P C スキルが求められる難しい仕事を押し付けられている。また、大学での非正規雇用の職員は、最長でも5年までしか働くことができない。国立大学の非正規雇用職員の待遇改善を希望する。
- 職員一人ひとりが誰でもいつでも簡単に専門知識や説明書不要で操作・利用できる「テレプレゼンス」システムの整備と活用を提案する。これにより、対面での会議や打合せと変わらない臨場感ある意見交換や意思疎通が実現できる。
- 各府省庁内の無線 L A N の更なる展開を図るべき。

- 「テレプレゼンス」の導入及び無線LANの整備・活用に合わせて、画面を共有するディスプレイを設置するなど、職場環境をより共創適した場所へ変革させる必要があると考える。

個別政策の在り方について

- 国民の命と健康を守るために、受動喫煙防止条例を策定してほしい。世界では屋内禁煙は当たり前である。タバコ利権にまどわされることなく、国民の幸福を第一に考えてほしい。
- 財務省は、医学的エビデンスに基づいてJTを質し指導すべきであるのに、座視し放任し行政責任を果たしていない。財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会の2002年の中間報告を廃止し、分科会を抜本的に見直し、政府として、国民の健康を喫煙及び受動喫煙の危害から守る包括的・抜本的な行政改革へ舵を切るべきである。
- ビル衛生管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）及び事務所衛生基準規則に定める浮遊粉塵基準 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ は科学的・医学的に誤っており、これを半世紀近く抜本改定しないのは行政の無為無策で許されない。
- 現在、免許を要する歯科医療関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）の中で、歯科技工士のみが「医療」の在留資格をもって歯科技工士として就労することができない状況にある。歯科技工士免許取得・卒業後、本人の希望に応じて日本で就労し技術を磨く機会を提供すべきではないか。
- 政治資金規正法による収支報告の届出書については、形式的なチェックだけでなく、内容なども精査すべき。
- 政治資金規正法による収支報告の届出書については、形式的なチェックだけでなく、内容なども精査すべき。
- 総務省が後援している消防団の操法大会は、実際の火災現場では役に立たない旧態依然とした内容なので、廃止すべきである。
- 電波関係の統計は、電波の局数や端末数が出ていないので、使いにくい。
- 空いているVHF帯を有効利用すべき。
- 総務省が実施している「異能vation」に本採択されたが、未だに契約も締結されないまま、研究だけが進んでいる。事務局からは「今までにない取り組みだから」とばかり説明されているが、すでに期間も半ばに差し迫って、この状態では研究や生活に大変支障が生じる状況である。
- タクシー会社の配車システムの改革が、電波行政の効率化につながる。

- 日本の領海を守るため、衛星やレーダーを適当に配置するとともに、光ファイバーで観測網を設けるべき。
- 厚生労働省所管の独立行政法人の職員が書いた麻薬等に関する報告書が、不適切な内容であるにもかかわらず、我が国の裁判に利用されている。このような利用は問題であるので、人権に関係する行政問題や裁判においては最近の学術論文以外は利用できないようにしたり、研究費の返納も念頭に入れたり、あるいはこうしたことを放置している独立行政法人を処罰したりするべきと思われる。
- 太陽電池や風力発電を普及させるなどして脱原発を実現すべき。
- 厚生労働省科学研究費補助金を活用して書かれた麻薬等に関する報告書が、不適切な内容であるにもかかわらず、我が国の裁判に利用されている。このような利用は、科学を無視することにつながり、倫理的にも問題があると思われるので、裁判に利用できないようにしたり、利用した場合の罰則規定を設けたりするべきだと思われる。
- 総務省の総合無線局監理システムには予算が掛かりすぎている。
- 農薬は農薬取締法、衛生害虫用殺虫剤や動物用薬剤は薬事法の所管であるが、同じ成分であっても、シロアリ防除剤・木材保存剤、不快害虫用殺虫剤・虫除け剤、衣料用防虫剤、カビとり剤、鳥獣忌避剤、非植栽地域で用いる除草剤などを取締まる法律はなく、その製造・販売・使用は、業界の自主認定や自主基準に任されている。農薬や医薬品と同じ成分を含む製品についても、製造・販売・使用を規制する法律の制定を求める。
- 住宅地周辺での農薬空中散布の規制を含めた農業用無人ヘリコプター使用についての法律を早急に制定し、国が一元管理すべきである。
- 少子化対策として、以下の案を述べる。
 - ① 既存の企業は出産体制の設備、在宅勤務、賃金の値上げ、非正規雇用の正社員化が進んでおらず、これ以上の行政の介入は難しいので、非正規雇用同士で新しい働き方の会社を作って正社員になってもらうために、ベンチャー企業設立を促す。
 - ② パラサイトシングルの自立、少人数ベンチャー企業の事務所としての利用、恋愛や子作りのため、空き家の活用を優遇する。
 - ③ 恋愛や結婚をタブーとする歪んだアイドル文化を正す。
 - ④ 官制の第三次ベビーブームを創造する。
 - ⑤ 第三次ベビーブームを成功させ、天皇陛下に褒めてもらうことを目指す。
- マイナンバー制度には一般人に厳しすぎる罰則があるように思われる。
- 事故が起きるとすぐ規制強化策がとられ、管理規定を定めろとか管理者を選任しろとか言われるが、本当にそれで事故が防げるのか、何となく対策を取りましたという形を見せるためと思えるものもある。事故を起こした会社だけの規制強化ならよいが、業界全体を対象とするのは止めてもらいたい。
- 教育や医療のIT化でカルテや教科書は紙でないといけないというような規則がある

と聞くが、そのような規制は時代遅れである。

- 空き家については、家があれば税金が安くなるので残しておくという人もいるが、建物を壊しても税金を増やさないことも考えてほしい。活用できていない人の家や土地を活用できる仕組みに変えてほしい。
- 遠い田舎の農地を引き継がされても処置に困る。一部の土地だけ相続放棄できるようにして。土地（田畑山林）の売買が簡単・確実にできる仕組みを作って欲しい。
- 早急な人口減少対策が必要である。それには、従来の延長ではなく新しい発想が求められる。ただ、外国人を安易に入れるということでは、日本のアイデンティティを失うことになるので、その辺りもよく考えてほしい。
- 普段の取引がなくても、また、通帳がなくても、ゆうちょ銀行から他の銀行に振込みが出来るようにしてほしい。
- ここ数年間、あらゆるところでいじめや虐待があり、悲惨な事件にもなっている。まずは学校教育の中で、どれだけ人の命を大事にしなければいけないか。思いやりの精神等教科書や生活を通して教育してほしい。
- 著作物流通促進の観点を含めより利用しやすい登録制度とするためにも、プログラム登録における創作年月日登録のような手続を、文化庁登録でも、いわば「作品登録」のような方式で著作物の複製物を提出して登録できるように法整備してほしい。また、ライセンス契約で設定された「許諾に係る著作物を利用する権利」の登録制度創設についても導入を検討すべきである。加えて、多数の著作物を申請する際には、手数料の減額措置を講じるなどの柔軟な対応が求められる。
- 品種登録出願時の品種名称については、その後にされた商標登録出願に対して先願性を有するような制度の導入が望ましい。
- 例えば東京入国管理局では、在留資格の更新・変更等の申請のために3、4時間待たなければならない。各入管の増員等を強く要望する。行政イノベーション研究会の構成員に、利用者の観点で事前予告なしで調査してもらいたい。
- e-tax 申請に必要な住民基本台帳カードの有効期限は5年であるが、内臓のICチップは3年ごとに更新となっており、その都度500円の手数料が必要である。現方式は住民に必要以上の負担を強いるものであるから、ICチップの有効期限はカード有効期限と同じ5年に延長すべき考える。
- 電波行政は、電波資源は国民のものであるという思いから出発しなければならない。
- 生活保護受給者に必要なサービスを提供し、一方で健康維持のインセンティブを付与して安易な受診を抑制するため、生活保護受給者に対し、5,000円程度の「健康維持手当」を支給した上で、医療費について月1万円までの自己負担を求めることとしてはどうか。

- 災害が発生し、明らかに被災者の生存の可能性がなくなった場合には、その捜索をどこまでやるかという目安が必要ではないか。災害に伴う被災者の捜索活動に行政がどこまで関与するか、専門家による検討会議を設け、捜索活動のガイドラインを策定する必要があるのではないか。

その他

- 人の内容(the content of their character)をICT化できる仕組みを作り、人の内容を評価する行政を施してほしい。
- なぜ防衛技官はコネで採用できるのか。
- 国民は様々な技術によって監視されている。
- 東日本大震災は核爆弾によって引き起こされた人災である。